

改正

昭和三八年 二月一九日規則第七号

昭和四一年十一月三〇日規則第八四号

平成 元年 三月三十一日規則第一四号

平成 五年十一月二六日規則第八五号

平成 九年 三月二八日規則第二八号

平成一二年 三月三十一日規則第七四号

平成一六年 二月二七日規則第一一号

平成一九年 三月二七日規則第二七号

平成二〇年 二月二九日規則第三号

平成二一年 三月一七日規則第九号

平成二六年 三月二四日規則第三号

令和 三年 二月一九日規則第一四号

群馬県小水道条例施行規則をここに公布する。

群馬県小水道条例施行規則

(許可申請書)

第一条 群馬県小水道条例（昭和三十三年群馬県条例第六十七号。以下「条例」という。）第四条に規定する申請書は、別記様式第一号によるものとする。

(記載事項変更の届出)

第二条 小水道事業者は、前条に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(事業計画書等)

第三条 条例第四条に規定する規則で定める書類（図面を含む。）は、次のとおりとする。

- 一 事業計画書
- 二 工事設計書
- 三 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

2 前項第一号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 小水道事業経営を必要とする理由及び小水道施設の概況
 - 二 給水区域及び給水人口
 - 三 給水開始の予定年月日
 - 四 工事費の予定総額及びその予定財源
 - 五 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- 3 第一項第二号の工事設計書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果（第六条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目に関する原水の試験の結果）
 - 四 浄水方法
 - 五 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
 - 六 主要な小水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図及び断面図
 - 七 導水管きよ、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
 - 八 工事の着手及び完了の予定年月日
- （小水道事業等の届出及び記載事項変更の届出）

第三条の二 条例第三条の二第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第一号の二による届に次の各号に掲げる書類（図面を含む。）を添付して行うものとする。

- 一 給水区域又は給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
 - 二 水質試験の結果を明らかにする書類（第六条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目に関する原水の試験の結果並びに同条各号に掲げる項目に関する給水栓水の試験の結果を明らかにする書類）
- 2 前項の規定による届書及び添付書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を別記様式第一号の二により届け出なければならない。

（変更許可申請書の記載事項）

第四条 第一条の規定は、条例第七条第二項において準用する条例第四条に規定する申請書について準用する。

（変更許可申請書の添付書類等）

第五条 第三条の規定は、条例第七条第二項において準用する条例第四条に規定する規則で定める書類（図面を含む。）について準用する。ただし、第三条第一項第三号の規定の準用は給水区域

又は給水人口を変更する場合に、第三条第三項第六号及び第七号の規定の準用は主要な小水道施設（導水管きょ、送水管及び主要な配水管を除く。）の新設、増設又は改造の場合に限る。

（給水開始前の届出水質検査等）

第六条 条例第八条の規定による届出は、小水道給水開始届（別記様式第二号）に当該小水道により供給される水が飲用に適合するか否かを判断することができる場所において次の各号に掲げる項目について行つた水質検査の結果を明らかにする書類を添付して行うものとする。

一 一般細菌及び大腸菌

二 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにベンゼン

三 塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド

四 亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、（四S・四a S・八a R）―オクタヒドロ―四・八a―ジメチルナフタレン―四a（二H）―オール（別名ジェオスミン）、一・二・七・七―テトラメチルピシクロ〔二・二・一〕ヘプタン―二―オール（別名二メチルイソボルネオール）、非イオン界面活性剤並びにフェノール類

五 塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度

六 消毒の残留効果

（休止又は廃止）

第七条 条例第九条第一項に規定する休止又は廃止の許可を受けようとするときは、小水道事業休止（廃止）許可申請書（別記様式第三号）に次に掲げる書類を添付して休止又は廃止をしようとする日の一月前までに提出しなければならない。

一 休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

二 休止又は廃止をしようとする給水区域を明らかにする図面

2 条例第九条第二項又は第三項の規定による届出は、別記様式第三号の二によりするものとする。

(定期及び臨時の水質検査)

第八条 条例第十一条の規定により行う定期の水質検査は、一年以内ごとに二回とし、第六条第一号から第五号までに掲げる項目について行うものとする。ただし、同条第二号から第四号までに掲げる項目に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。

2 条例第十一条の規定により行う臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が飲用に適しないおそれがあるときに行い、第六条第一号から第五号までに掲げる項目について検査するものとする。

3 第一項の検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

4 小水道事業者及び専用小水道又は専用自家水道の設置者（以下「小水道事業者等」という。）は、毎日一回色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。

5 小水道事業者等は、定期検査を行つた月以外の月においても、おおむね一月ごとに第六条第一号に掲げる項目の検査を行うものとする。

6 小水道事業者等は、前各項の水質検査を行つたときは、その検査の結果を記載した書類を当該検査の日から起算して五年間保存しなければならない。

7 第一項及び第二項の水質検査に係る検査方法及び水質基準については、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）及び水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の規定を適用する。

(消毒に必要な措置)

第九条 条例第十二条第一項の規定により小水道事業者等が講じなければならない消毒に必要な措置は、当該小水道の給水栓における水が遊離残留塩素を $0.1\text{mg}/\text{l}$ （結合残留塩素の場合は $0.4\text{mg}/\text{l}$ ）以上保持するように塩素消毒をすることとする。ただし、供給する水が病原微生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原微生物に汚染されたことを疑わせるような微生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は $0.2\text{mg}/\text{l}$ （結合残留塩素の場合は $1.5\text{mg}/\text{l}$ ）以上とする。

2 条例第十二条第二項の規定による消化器系伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときの滅菌用薬剤は、次の各号の一によるものとし、給水栓における水の遊離残留塩素が $0.2\text{mg}/\text{l}$ （結合残留塩素の場合は $1.5\text{mg}/\text{l}$ ）以上保持するように消毒しなければならない。

一 液体塩素

二 さらし粉

三 次亜塩素酸ソーダ

四 塩素ガス

(証明書の様式)

第十条 条例第十四条第二項の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記様式第四号とする。

(申請書届書の提出等)

第十一条 条例又はこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、正副二通とし、所轄保健所長を経由するものとし、保健所長に提出する書類は、正本一通とし、所轄保健所長に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年二月十九日規則第七号)

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年十一月三十日規則第八十四号)

この規則は、昭和三十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月三十一日規則第十四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年十一月二十六日規則第八十五号)

この規則は、平成五年十二月一日から施行する。ただし、別記様式第一号から別記様式第三号の二までの改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十八日規則第二十八号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月三十一日規則第七十四号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年二月二十七日規則第十一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成十七年三月三十一日までの間における改正後の規則第六条の規定の適用については、同条第五号中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは、「有機物等（過マンガ

ン酸カリウム消費量)」とする。

附 則（平成十九年三月二十七日規則第二十七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年二月二十九日規則第三号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第六条の規定によりなされている届出は、改正後の第六条の規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成二十一年三月十七日規則第九号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第六条の規定によりなされている届出は、改正後の第六条の規定によりなされた届出とみなす。

附 則（平成二十六年三月二十四日規則第三号）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条の二第二項及び第七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第六条の規定によりなされている届出は、改正後の第六条の規定によりなされた届出とみなす。

附 則（令和三年二月十九日規則第十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第七条第一項の規定によりなされている申請は、改正後の同項の規定によりなされた申請とみなす。

別記様式第1号（規格A4）（第1条関係）
小水道事業経営（変更）許可申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

小水道事業所所在地

住 所

氏 名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり経営（変更）したいから許可してください。

- 1 小水道事業の名称
- 2 経営又は変更の別
- 3 事業経営区域（変更事項）

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 工事設計書
- 3 給水区域が他の水道事業又は小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかに
する書類及び図面

別記様式第1号の2（規格A4）（第3条の2関係）

小水道事業開始（経営）届
専用小（自家）水道設置

年 月 日

保健所長 あて

住 所

氏 名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所）
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

次のとおり 小水道事業 開始しました。
専用小（自家）水道 を設置し、
を 経営 しています。
変更

小水道名	小水道別	設置者住所氏名
届出年月日		設置事務所所在地
給水区域又は給水場所	郡 市	町 大字 村
給水人口又は給水対象人員		
給水量	1日平均	ℓ/人 m ³ /日
	1日最大	ℓ/人 m ³ /日
水源の種別及び水量の概算		ℓ/秒 m ³ /日
取水地点		
浄水方法		
給水開始年月日		
料金又はこれに代わるべきものを徴収していればその額		
変更年月日		
工事関係	設 計 者	
	施 工 業 者	
	着 工 年 月 日	
	竣 工 年 月 日	
	工 事 費 総 額	

滅菌設備	型式	容量	基数
------	----	----	----

添付書類

- 1 給水区域又は給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする図面
- 2 水質試験の結果を明らかにする書類

注 1 変更の届出については、上表中小水道名、小水道別、設置者住所氏名、届出年月日、設置事務所所在地及び変更年月日のほか、変更事項に係る項目のみを記入すること。

2 添付書類の記載事項の変更の届出については、この届のほか、変更後の添付書類を添付すること。

別記様式第2号（規格A4）（第6条関係）

小水道給水開始届

年 月 日

保健所長あて

住 所

氏 名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日群馬県指令第 号で許可された小水道の給水を次のとおり

開始します。

- 1 水道事業の名称
- 2 給水開始年月日
- 3 給水区域
- 4 給水人口
- 5 水質検査の結果（別添のとおり。）

別記様式第3号（規格A4）（第7条関係）
小水道事業休止（廃止）許可申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

氏 名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所）
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日群馬県指令第 号で許可された小水道事業を次のとおり休
止（廃止）したいから許可してください。

- 1 小水道事業の名称
- 2 休止又は廃止しようとする年月日
- 3 休止期間
- 4 休止又は廃止の区域の戸数及び人口
- 5 休止又は廃止の理由

添付書類

- 1 休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類
- 2 休止又は廃止をしようとする給水区域を明らかにする図面

別記様式第3号の2（規格A4）（第7条関係）

小水道事業休止届
専用小（自家）水道廃止

年 月 日

保健所長あて

住 所

氏 名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日 開始した小水道事業を次のとおり休止しました。
設置した専用小（自家）水道 廃止

- 1 小水道事業の名称
- 2 休止又は廃止した年月日
- 3 休止期間
- 4 休止又は廃止した区域の戸数及び人口（小水道事業の場合）
休止又は廃止した小水道施設により、居住又は飲用に必要な供給を受けた者の数
（専用小水道又は専用自家水道の場合）
- 5 休止又は廃止の理由

表

← 14.6センチメートル →		5.3 センチメートル
<p>2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を明らかにする証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときはこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	折 り 目 小水道条例検査証	

裏

<p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 群馬県 知事印 </div> <p>職氏名</p>	<p>この証明書を携帯する者は、群馬県小水道条例第14条により立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。</p> <p>群馬県小水道条例（抄）</p> <p>第14条知事は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ必要な検査をさせることができる。</p>
---	--